

堺市監査委員公表第15号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年4月10日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	大林	健	二
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (堺市大仙公園日本庭園)	
監査実施期間	令和7年8月1日 ~ 令和7年12月22日	
措置を講じた部局等	建設局 公園緑地部 大仙公園事務所 指定管理者：大仙公園日本庭園管理グループ	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>3 事業報告書等について</p> <p>(1) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書に収支状況、利用料金の収入状況、自主事業の実施・収支状況を記載することとされているが、以下の誤りがあった。</p> <p>ア 利用料金の収入状況において、事業報告書で年間入園券の収入金額を報告しているが、四半期ごとに市に提出している定期報告書で報告している金額と異なっているものがあった。</p> <p>また、年間入園券の発行枚数及び利用料金等収入を誤って記載していた。</p>	<p>年間入園券の収入金額の誤りについては、表計算ファイルの数式設定の誤りが原因でした。それにより、年間入園券の収入金額から算出した年間入園券の発行枚数も誤って記載してしまいました。</p> <p>また、利用料金等収入の記載誤りについては、収支報告書の金額を正しく転記できていなかったことが原因でした。</p> <p>御指摘を受け、直ちに表計算ファイルの数式設定を修正した後、令和6年度事業報告書を修正し、令和7年10月27日に市に提出しました。</p> <p>今後は、年間入園券の引換券及び発行台帳、会計帳簿及び補助簿を基に照合を実施し、併せて表計算ファイルの数値の検算を行い、記載内容に齟齬がないことを業務責任者及び事務</p>	指定管理者

<p>イ 収支報告書において、施設内に設置している自動販売機に係る電気代を自主事業の費用として計上すべきところ、指定管理業務の費用として計上しているものがあった。</p>	<p>責任者が確認します。</p> <p>御指摘を受け、指定管理者による表計算ファイルの数式設定の修正を確認した上で、令和6年度事業報告書の修正を指示し、令和7年10月27日に受領しました。</p> <p>今後は、指定管理者から提出される定期報告書と事業報告書の数値等の整合性を確認します。</p> <p>電気代は指定管理業務の口座から一括して支払っており、後日、自主事業に係る電気代を自主事業の口座から指定管理業務の口座へ振替精算していましたが、自主事業に係る電気代の数値を読み違えたため、振込額に相違が生じたものです。</p> <p>御指摘を受け、令和6年度事業報告書を修正し、令和7年10月27日に市に提出しました。</p> <p>今後は、振込の前後2回にわたり、業務責任者及び事務責任者が相互に金額照合を行うことを徹底します。</p> <p>御指摘を受け、令和6年度事業報告書の修正を指示し、令和7年10月27日に受領しました。</p> <p>指定管理者に対して、今後は振込の際、振込額及び支出内容のダブルチェックを行い、事務処理を強化するよう指導しました。</p>	<p>大仙公園事務所</p> <p>指定管理者</p> <p>大仙公園事務所</p>
---	---	--

<p>[指定管理者が購入した備品等の取扱いについて（意見）]</p> <p>基本協定書において、指定管理者は、任意に購入した備品等（Ⅱ種）について帳簿等により明確に整理するものとされている。</p> <p>しかし、指定管理者が保有する備品のうち一部は備品一覧により整理されていたものの、ノートパソコン（約23万円）等について備品一覧に記載していないものがあった。一方で、備品一覧には比較的低額な物品が記載されている例も見受けられ、統一的な取扱いがなされていない状況であった。</p> <p>備品の管理に関する取扱いについて、基準の整備等により明確に整理し、適切に管理されたい。</p>	<p>書を提出するよう指示し、令和7年10月27日にウェブサイト等制作業務、ウェブサイト管理業務及び一般廃棄物収集運搬業務の第三者への一部業務委託承認申請書を受領し、令和7年10月28日に承認しました。</p> <p>今後は、指定管理者に対し、基本協定書の内容を改めて周知した上で、業務委託に関する事前確認を行い、同様の事案が再発しないよう努めます。</p> <p>当指定管理業務の備品の管理に当たっては、利用者への提供・使用を主目的とするものを備品等（Ⅱ種）として整理していましたが、事務用備品であるノートパソコン等については、対象外として取り扱うなど、備品管理の目的が曖昧な状況となっていました。</p> <p>御意見を受け、市の備品管理手続に準じて整理を行いました。また、備品等（Ⅱ種）の一覧表を修正し、令和7年10月27日に市に提出しました。</p> <p>今後は、物品を購入する際には、今回整理した方法に基づいて、備品の管理を行うように徹底します。</p> <p>御意見を受け、指定管理者に対し、基準の整理及び備品等（Ⅱ種）の一覧表の修正を指示し、令和7年10月27日に修正</p>	<p>指定管理者</p> <p>大仙公園事務所</p>
--	--	-----------------------------

	<p>した備品等（Ⅱ種）の一覧表を受領しました。</p> <p>　　今後は、指定管理者が整理した取扱内容に基づき、適切な運用を徹底するよう指導します。</p>	
--	---	--